

令和 7 年（2025 年）3 月 13 日
午前 10 時～午前 11 時
於：高層棟 4 階 特別会議室
福祉部 福祉総務室

令和 6 年度 第 9 回政策調整会議 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会事務局への職員派遣について

社会福祉法人吹田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、行政の力だけでは解決が困難な地域課題に対応していく中核となり、地域ニーズに沿った事業提案力、職員の人材育成が不可欠です。

また、昨年度、協議会事務局内でハラスメント事案が発生したことから、その後の事案への対応や、ハラスメント対策を含めた再発防止策が適切であるかを見極め、ガバナンス強化等を図る必要があります。

そのため、一定期間、市から協議会事務局へ職員派遣を行うことで、体制強化を図るものです。

1 協議会の概要

市町村社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、住民や各種団体から組織された民間の福祉団体で、全国の各市町村に 1 つずつ設置されています。

（1）経緯

昭和 26 年（1951 年）4 月 協議会設立

昭和 46 年（1971 年）1 月 社会福祉法人登記

（2）組織体制

参考資料のとおり

（3）主な事業内容

定款により、次のとおり規定しています。（抜粋）

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

2 現状と課題

本市では、地域福祉計画において、協議会と連携して地域福祉を推進し、地域共生社会を目指すこととしており、社会的孤立や 8050 問題など複雑・複合化していく地域課題に、分野横断的に対応していくためには、地域福祉の推進の中核としての協議会の役割が、今後ますます重要になります。地域福祉の推進において、重要な役割を担う協議会は、地域ニーズに対応できる事業提案力が必要であり、職員の人材育成が不可欠です。

また、昨年度に協議会事務局内でハラスメント事案が発生したことから、日常業務におけるマネジメントについて分析を行い、再発防止に向けた取組を早急に進め、風通しの良い職場作りとともにガバナンス強化等を図る必要があります。

3 課題への対応

上記の課題に対応するため、「吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例」に基づき、一定期間、本市職員を協議会事務局へ派遣し、体制強化を図るものです。

(1) 派遣人数

1 人(本市の課長級職員を派遣し、協議会事務局で次長級の役職を担う予定です。)

(2) 派遣期間

令和 7 年(2025 年) 4 月から 2 年間